

## 海老名市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号に規定する日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障害児 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年1月25日政令第10号）第1条に基づき厚生労働省が定める特殊の疾患に罹患している者
- (4) 日常生活用具 法第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具であり、給付の対象となる用具は別表に掲げるものとする。

### (給付等対象者)

第3条 日常生活用具の給付及び貸与（以下「給付等」という。）を受けられる者は、市が援護の実施者となっている重度の障害者及び障害児、難病患者等であり、当該用具を必要とする者（以下、「対象者」という。）とする。ただし、対象者又は世帯員のうち前年分の市町村民税の所得割の最多納税者の納税額が460,000円以上の世帯の者及び介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を

受けられる者を除く。なお、市町村民税の所得割の算定にあたっては、平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定により計算するものとする。

（給付等の費用）

第4条 日常生活用具の給付等にかかる費用は、法第76条に基づく補装具費の支給額の例により算出する。

2 対象者は前号の規定により算出した費用を日常生活用具納入業者（以下「業者」という。）に直接支払うものとする。

（申請の方法）

第5条 日常生活用具の給付等を受けようとする障害者又は障害児の扶養義務者（以下「申請者」という。）は、海老名市日常生活用具給付等申請書（第1号様式）に見積書と、必要に応じて海老名市日常生活用具給付等診断書（第2号様式）を添付して、市長に提出するものとする。

（給付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、日常生活用具の給付等の必要性を調査及び審査し、必要に応じて更生相談所の助言を求め、給付を適当と認めた場合は日常生活用具給付等決定通知書（第3号様式）により、貸与を適当と認めた場合は日常生活用具貸与決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、給付等を適当でないと認めた場合は、海老名市日常生活用具却下決定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 ストマ用装具及び紙おむつは、上半期（4月から9月）若しくは下半期（10月から3月）を区切りとし、その期間内に限り連続6カ月までの支給決定を一括して行い支給することができる。

（日常生活用具の給付）

第7条 前条第1項の規定により、給付の決定を受けた者は、業者から当該日常生活用具の給付を受けるものとする。

2 市は、前項の給付がなされたときは、別表に定める基準額から第4条第1項の規定により算出した対象者の費用を控除した額の限度において、業者の請求に基づき業者に当該費用を支払うものとする。

(給付の制限)

第8条 第6条第1項の規定により、既に給付を受けている用具の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表の「耐用年数」に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に自らの過失によらず修理不能等により用具の使用が困難になった場合は、この限りではない。

2 住宅改修の給付については、対象者が居住する住宅に対して1回の給付に限る。

(日常生活用具の貸与)

第9条 第6条第1項の規定により、貸与の決定を受けた者は、市長と賃貸借契約を締結し、日常生活用具の貸与を受けるものとする。

(貸与の取消し)

第10条 市長は、前条の規定により貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するとき又は市が援護の実施者でなくなったときは、貸与を取り消すものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 日常生活用具の貸与を必要としなくなったとき。

(3) その他給付等対象者でなくなったとき。

(譲渡等の禁止)

第11条 第6条第1項の規定により給付等の決定を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第12条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付等を受けた者があるとき、又は用具の給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

《平成18年10月1日・制定》

《平成24年7月1日・一部改正》

《平成25年4月1日・一部改正》

《平成29年4月1日・一部改正》

《令和3年4月1日・一部改正》

海老名市日常生活用具給付等申請書

申請日 年 月 日

海老名市長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

対象者との続柄

電 話

下記のとおり日常生活用具の給付（貸与）申請をいたします。

日常生活用具の給付（貸与）申請の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会、閲覧することを承諾します。

対象児・者	住 所						
	フリガナ 氏 名						
	生年月日	年	月	日	性別	電話	
障害者手帳 障 害 名	手帳番号	第	県・市 号		交付年月日	年	月 日
	障害種別				障害等級		
難病等の名称							
給付又は貸与を 受ける日常生活 用具名							
希 望 す る 納 入 業 者	名 称						
	所在地						
	電 話				F A X		
備 考							

第2号様式（第5条関係）

## 海老名市日常生活用具給付等診断書

患者氏名

年 月 日生

患者住所

疾患名

症状（日常生活用具を必要とする身体の状態等）

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。

（当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。）

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

担当医師 氏名

印

様

海老名市長

日常生活用具給付等決定通知書

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号		給付決定 年月日	年 月 日
対象者氏名		手帳番号	
給付する用具名 (型式、規模 等)			
納入業者名及び 住所			
費用総額			
給付を受ける者 又は扶養する者 が支払うべき額		公費負担額	
注意事項	1 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供したりすることはかたく禁じられています。 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。		
教示文			

様

海老名市長

日常生活用具貸与決定通知書

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します

貸与番号		貸与決定 年月日	
対象者氏名		用具の引渡し 年月日	
貸与する用具名 (含む規模等)			
注意事項	1 貸与された用具を、その目的に反して、譲渡し、貸付け又担保に供したりすることはかたく禁じられています。 2 用具の一部又は全部を毀損し滅失した場合には、直ちにその状況を報告し、その指示に従ってください。 3 用具を必要としなくなったときは、速やかに申し出てください。		
教示文			

海老名市指令第 号  
年 月 日

様

海老名市長

海老名市日常生活用具給付却下決定通知書

さきに申請のあった日常生活用具の給付等については、次のとおり却下となりましたので通知します。

利用者	氏名		性別	
	生年月日	年 月 日		
	住所			
決定日		年 月 日		
却下事由				

教示文